

障障発0928第1号  
平成23年9月28日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長

「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等  
の取扱いについて」等の一部改正について

標記については、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の一部の施行に伴い、関係通知を下記のとおり改正したので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

#### 記

- 1 やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の一部改正について  
別紙1のとおり改正する。
- 2 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の一部改正について  
別紙2のとおり改正する。

## 新旧対照表

改正後	現行
<p>障障発第1117002号 平成18年11月17日 一部改正 障障発第0526001号 平成20年5月26日 一部改正 障障発第0701001号 平成21年7月1日 一部改正 障障発0331第2号 平成22年3月31日 一部改正 障障発0928第1号 平成23年9月28日</p>	<p>障障発第1117002号 平成18年11月17日 一部改正 障障発第0526001号 平成20年5月26日 一部改正 障障発第0701001号 平成21年7月1日 一部改正 障障発0331第2号 平成22年3月31日</p>
各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿	各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿
<p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p>
やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて	やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて
(略)	(略)
記	記
1～9 (略)	1～9 (略)
(別紙)	(別紙)
やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準	やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、短期入所、共同生活介護、共同生活援助）被措置者及び扶養義務者利用	(5) 障害福祉サービス（居宅介護、行動援護、重度訪問介護、短期入所、共同生活介護、共同生活援助）被措置者及び扶養義務者利用者負担額

者負担額

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			居宅介護 同行援護 行動援護 30分当たり	重度訪 問介護 30分当たり	短期入所 1日当たり	グループホーム ケアホーム 1月当たり
A	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
B	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
C 1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
C 2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
D 1 ～ D14	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(注) 1～4 (略)						

(6) 障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、重度訪問介護）における障害児の扶養義務者の利用者負担額

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額		
			居宅介護 同行援護 行動援護 30分当たり	児 童 デイサービス 1日当たり	短期入所 1日当たり
A	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	
B	(略)	(略)	(略)	(略)	
C 1	(略)	(略)	(略)	(略)	
C 2	(略)	(略)	(略)	(略)	
D 1 ～ D14	(略)	(略)	(略)	(略)	

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			居宅介護 行動援護 30分当たり	重度訪 問介護 30分当たり	短期入所 1日当たり	グループホーム ケアホーム 1月当た
A	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
B	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
C 1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
C 2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
D 1 ～ D14	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(注) 1～4 (略)						

(6) 障害福祉サービス（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、重度訪問介護）における障害児の扶養義務者の利用者負担額

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額		
			居宅介護 行動援護 30分当たり	児 童 デイサービス 1日当たり	短期入所 1日当たり
A	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	
B	(略)	(略)	(略)	(略)	
C 1	(略)	(略)	(略)	(略)	
C 2	(略)	(略)	(略)	(略)	
D 1 ～ D14	(略)	(略)	(略)	(略)	

(注)  
1～4 (略)

(注)  
1～4 (略)

## 新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
<p>障障発第0402001号 平成19年4月2日 一部改正 障障発第0518001号 平成19年5月18日 一部改正 障障発第0328002号 平成20年3月28日 一部改正 障障発第0331006号 平成21年3月31日 一部改正 障障発0928第1号 平成23年9月28日</p>	<p>障障発第0402001号 平成19年4月2日 一部改正 障障発第0518001号 平成19年5月18日 一部改正 障障発第0328002号 平成20年3月28日 一部改正 障障発第0331006号 平成21年3月31日</p>
各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿	各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿
<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p>
就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について	就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について
(略)	(略)
記	記
1～3 (略)	1～3 (略)
<p>4 重度者支援体制加算の取扱いについて 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）別表第15の12及び第16の13の重度者支援体制加算の適用を受ける事業所のうち、特定旧法指定施設及び指定障害者支援施設（以下「旧法施設」という。）が実施する就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型については、当該就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型のあった日の</p>	<p>4 重度者支援体制加算の取扱いについて 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）別表第14の12及び第15の13の重度者支援体制加算の適用を受ける事業所のうち、特定旧法指定施設及び指定障害者支援施設（以下「旧法施設」という。）が実施する就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型については、当該就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型のあった日の</p>

属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者数が100分の5以上であることをその要件としたところであるが、この「前年度」の考え方については次のとおりであるのでご留意願いたい。

(1)・(2) (略)

5・6 (略)

【参考】 (略)

(別紙)

1～4 (略)

属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者数が100分の5以上であることをその要件としたところであるが、この「前年度」の考え方については次のとおりであるのでご留意願いたい。

(1)・(2) (略)

5・6 (略)

【参考】 (略)

(別紙)

1～4 (略)